

平成29年度戦略的知的財産一貫支援事業 公募要項

募集期間 平成29年11月22日（水）～平成29年12月15日（金）

保有する技術の活用または新たな開発を検討している中小企業者に対して、受託事業者が知的財産のエキスパートとして参画することで、開発方針に基づき、開発構想、開発、事業化の各段階における課題と解決策の提示、権利化、ライセンス契約などの活用面を含めた知的財産戦略を支援します。

1 目的

この事業は、本県中小企業が知的財産戦略の立案方法を習得し、開発型企業として世界で活躍するため、企業の開発案件等について、開発構想段階から事業化までの各フェーズにおける知的財産活用戦略を一貫して支援することを目的としています。

2 実施主体

福島県、山本特許法律事務所（受託事業者）

3 募集内容

県内中小企業者が進行中または計画中の研究開発プロジェクトであって、研究テーマが決定しており、研究の目的が製品開発または技術開発であるもの。

4 支援内容

受託事業者が、製品・技術の研究開発が進む中で創出される製品や技術の特徴について、権利化するかノウハウとして秘匿化するか（オープン・クローズ戦略）の判断や、保護範囲を広げるための周辺技術について助言をし、知的財産の権利化に向けた特許等出願業務の代理人を務めます。

なお、ここで創出される知的財産は、事業化段階で円滑に活用できるよう、開発構想段階において、先行技術調査を導入することで、重複研究や侵害の回避、技術動向の把握により、研究開発の方向性決定への助言を行うほか、さらに、開発した製品・技術を実用化・事業化するにあたり、模倣防止やライセンス契約、ノウハウ等営業秘密に関する管理への助言を行うなど、開発構想から事業化段階に至るまで一貫した知的財産権活用に関する支援します。

5 応募資格

次の事項を全て満たす方が応募できます。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者およびそれらが 2 分の 1 以上で構成される企業グループであること。
- (2) 申請者が企業グループの場合、人格権を有すること（法人・個人であること）。人格権が無い企業グループは、代表企業を申請者とする事。
- (3) 県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等（以下、「事務所等」という。）が所在すること。
- (4) 県内の事務所等において知的財産権を活用すること。

6 審査について

- (1) 受託事業者による 1 次審査

申請内容について受託事業者が次のとおり審査を行います。

（申請後は公募中であっても随時審査を行っていきます。）

ア 申請書の内容に基づき、電話・面接等内容聞き取り

イ 聞き取り内容を踏まえた先行技術調査

ウ 先行技術調査結果による申請内容の期待値

- (2) 県による 2 次審査

1 次審査結果及び内容の意見を踏まえ、書面による審査を行います。

- (3) 審査結果の通知

審査終了後、福島県から速やかに採否結果をお知らせします。

採否の理由等については回答できませんが、1 次審査において先行技術調査を実施したもののについては内容を通知いたします。

7 採択予定数

10 件程度

8 採択後の手続き

- (1) 県から採択決定通知
- (2) 受託事業者との支援内容擦り合わせ
- (3) 知的財産管理支援（権利化方内容決定、営業秘密管理方法等）
- (4) （出願手続き）※特許権等取得の場合
- (5) 特許活用に関するアドバイス

9 採択者の経費負担

本事業の支援を受けるにあたり、受託事業者に対して採択者が負担する経費は下表のとおりです。特許等の出願に係る弁理士費用については無料となりますが、特許庁に対する手数料等は本事業の支援対象外となります。

費用項目	金額	備考
審査に係る経費	0円	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取りに要する旅費等 ・調査経費
出願に係る弁理士費用	0円	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書の作成 ・先行技術調査経費 ・特許庁の出願料 14,000円は別途かかります。 ・2件目以降の特許出願経費については受託事業者と応相談となります。
特許庁への手数料	内容により変動	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求料・登録料には特許庁の減免制度があります。 ・詳しくは特許庁HPをご確認ください。
弁理士成功報酬	10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・弁理士成功報酬の平均的金額は約12～23万円です。（日本弁理士会HPより抜粋）
アドバイス料	0円	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイスは無料です。 ・アドバイスの範疇を超える業務（ライセンス契約や訴訟における実務）が発生した場合は経費負担が発生します。 ・経費負担が発生する場合は受託事業者の責任のもと、事前にお知らせいたします。

10 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

平成29年11月22日(水)から平成29年12月15日(金)
申請があり次第、随時受託事業者による1次審査を実施します。

(2) 応募方法

以下の申請書類を提出してください。(様式は、福島県産業創出課Webページからダウンロードしてください。)

- ア 申請書
- イ 企業の概要がわかる資料(パンフレット等)
- ウ これまでの製品・技術開発の概要がわかる書類
- エ 保有する技術・知的財産権に関する資料
- オ 登記事項全部証明書
- カ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書

(3) 申請書類の提出先

下記の提出先(受託事業者)に郵送又は電子メールで提出してください。

郵送の場合は、封筒の表面に「知的財産戦略一貫支援事業 申請書」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

また、電子メールの場合は、申請書類をPDF形式に変換したものを送付してください。その際、件名は「知的財産戦略一貫支援事業 申請書」としてください。

〒960-8670
福島県福島市杉妻2-16 福島県庁 西庁舎10階
福島県 商工労働部産業創出課
電話：024-521-7283 FAX：024-521-7932
電子メール：business@pref.fukushima.lg.jp

11 個人情報の管理

申請書類等により福島県及び受託事業者が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・ 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理
- ・ 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等
- ・ 応募情報の統計的な集計・分析、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データの作成

- ・ 本事業以外の国・県等による支援事業の照会（支援内容の重複確認のため）
- ・ 福島県及び受託事業者が実施する支援事業等の情報提供

1 2 企業秘密の保持

申請書類等の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から応募者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

1 3 留意事項

- (1) 次の項目は本事業において経費を負担していますので、他の国・県等の補助・助成金の対象経費と重複しないよう注意してください。
 - ア 1 件目の出願に係る弁理士費用（先行技術調査経費含む）
 - イ アドバイス料
 - ウ 特許登録時の弁理士成功報酬（本事業の支援であることから一般的価格より安価に設定されています。）
- (2) 審査の結果が優秀であっても、受託事業者の既存顧客との利益相反が発生した場合は、支援出来ない場合があります。また、採択後に同様の事案が発生した場合は支援を中止する場合があります。
- (3) 戦略的な知的財産の活用モデルケースとして、本事業の成果報告会（平成30年2月予定）において発表いただく場合がありますのでご協力をお願いします。
- (4) 成果報告会で受託事業者が本事業の総括的成果を発表します。「1 2 企業秘密の保持」に従い、県または受託事業者より内容確認等のご連絡がある場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (5) 福島県は、受託事業者が応募者及び採択者に対して実施した支援の結果について、一切責任を負いません。